□□□－□□□□

年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

（第一表）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所

氏名　　殿

＿＿＿＿＿＿ 税務署長 ＿＿＿＿＿＿印

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり　　及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき減少する本税の額	納付すべき減少する加算税の額		納税猶予税額控除後の納付すべき減少する本税の額	
円	申告加算税	円	円	○　納付すべき税額及び延滞税（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により令和　年　月　日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。)）又は当税務署へ納付してください。 ○　既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。
	重加算税	円		

○課税標準等及び税額等の計算明細

区分			当初課税額(　　額)	額	増減(△)差額
Ⅰ 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円	円
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②			
	配偶者控除額	③			
	暦年課税分の課税価格の合計額(①＋(②－③))	④			
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	00,000	00,000	00,000
	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥	,000	,000	,000
	⑥に対する税額	⑦			
	外国税額の控除額	⑧			
	医療法人持分税額控除額	⑨			
	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩			
Ⅱ 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪			
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫			
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬			
	差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）	⑭	00	00	00
	農地等納税猶予税額	⑮	00	00	00
	株式等納税猶予税額	⑯	00	00	00
	特例株式等納税猶予税額	⑰	00	00	00
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00	00	00
	事業用資産納税猶予税額	⑲	00	00	00
	申告期限までに納付すべき税額(⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲)	⑳	00	00	00

○加算税の額の計算明細

			賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			減少する額
			A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	
申告加算税	国税通則法に基づく計算	① 通常分	円 0,000	/100	(A×B)　円	円 0,000	/100	(D×E)　円	円
		② 第条第2項に係る部分	0,000	5 /100		0,000	5 /100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ③ 第1号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		④ 第2号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑤ 第3号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		累積納付税額 ⑥ 第1号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑦ 第2号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑧ 第3号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑨ 第3項に係る部分((③＋④＋⑤)-(⑥＋⑦＋⑧))							
		⑩ 第66条第6項に係る部分	0,000	10 /100		0,000	10 /100		
	⑪ 合計額(((①＋②)又は⑨)＋⑩)								
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑫ 通常分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑬ 第68条第4項に係る部分	0,000	10 /100		0,000	10 /100		
	⑭ 合計額(⑫＋⑬)								

○この通知に係る処分の理由

○　この更正又は決定が申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

（資５－23－１－１－Ａ４統一）